

## 地域計画

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)
地域名 (地域内農業集落名)	長穂 (筋地上、筋地下、檜沢、別分、西山、木津、門前、下利、宮ノ原、市、合下、熊ノ尾、山手)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	106.1 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	105.3 h a
② 田の面積	105 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	1.1 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.1 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.8 h a
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、認定農業者を中心に、水稻・麦・大豆の輪作栽培や露地野菜に取り組んでおり、法人が4経営体、個人が3経営体が営農している。
- ・ほ場整備は、地域のほとんどの農地で実施済みか施工中であり、整備に併せ、認定農業者へ農地が集積できているが、山間の集落は農地の高低差が大きく、畦畔の除草管理が負担となっている。
- ・集落営農法人では構成員の高齢化や後継者不在により、次の世代の構成員の確保が課題となっている。

## (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・農地中間管理機構への貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を進めていき、各農業者が水稻・麦・大豆の栽培体系や露地野菜に引き続き取り組んでいく。
- ・市をはじめ関係機関と連携し、集落営農法人の新たな構成員の確保・育成に努める。
- ・農業用施設の維持・管理は、多面的機能支払交付金を活用しながら、集落の共同作業により実施していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構への貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を引き続き進めていく。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	78.3	%	将来の目標とする集積率
			84.7 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・必要に応じて耕作者間で農地を交換するなど集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・農地中間管理機構への貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を引き続き進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構への貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を引き続き進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
・一部ほ場で平成28年～令和8年の工期では場整備を実施中である。 ・整備済みのほ場では、既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を、多面的機能支払交付金などを活用しながら計画的に実施していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体と、集落営農法人の構成員の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・一部の集落ではドローンによる防除作業を民間事業者へ委託しており、引き続き活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<b>【選択した上記の取組内容】</b>				
②農地を集積して有機JAS認証の露地野菜生産に取り組む法人経営体があり、環境保全型農業直接支払交付金を活用して取り組みを継続する。				

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
認農	A,D	水稲、施設野菜	3 ha	— ha	水稲、施設野菜	4.3 ha	— ha	A,D	
認農	B,H	水稲、大豆	21.5 ha	— ha	水稲、大豆	22.5 ha	— ha	B,H	
認農	C	水稲、大豆、露地・施設野菜	13.1 ha	— ha	水稲、大豆、露地・施設野菜	13.1 ha	— ha	C	*****
利用者	E	水稲	1.2 ha	— ha	水稲	1.2 ha	— ha	E	
認農	F	露地・施設野菜	0.6 ha	— ha	露地・施設野菜	0.6 ha	— ha	F	
認農	G	水稲、麦、大豆	3.4 ha	— ha	水稲、麦、大豆	3.4 ha	— ha	G	
認農	I	露地野菜	2.9 ha	— ha	露地野菜	2.9 ha	— ha	I	
認農	J	水稲、麦、大豆	38.6 ha	— ha	水稲、麦、大豆	43.1 ha	— ha	J	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		84.3 ha	0 ha		91.1 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

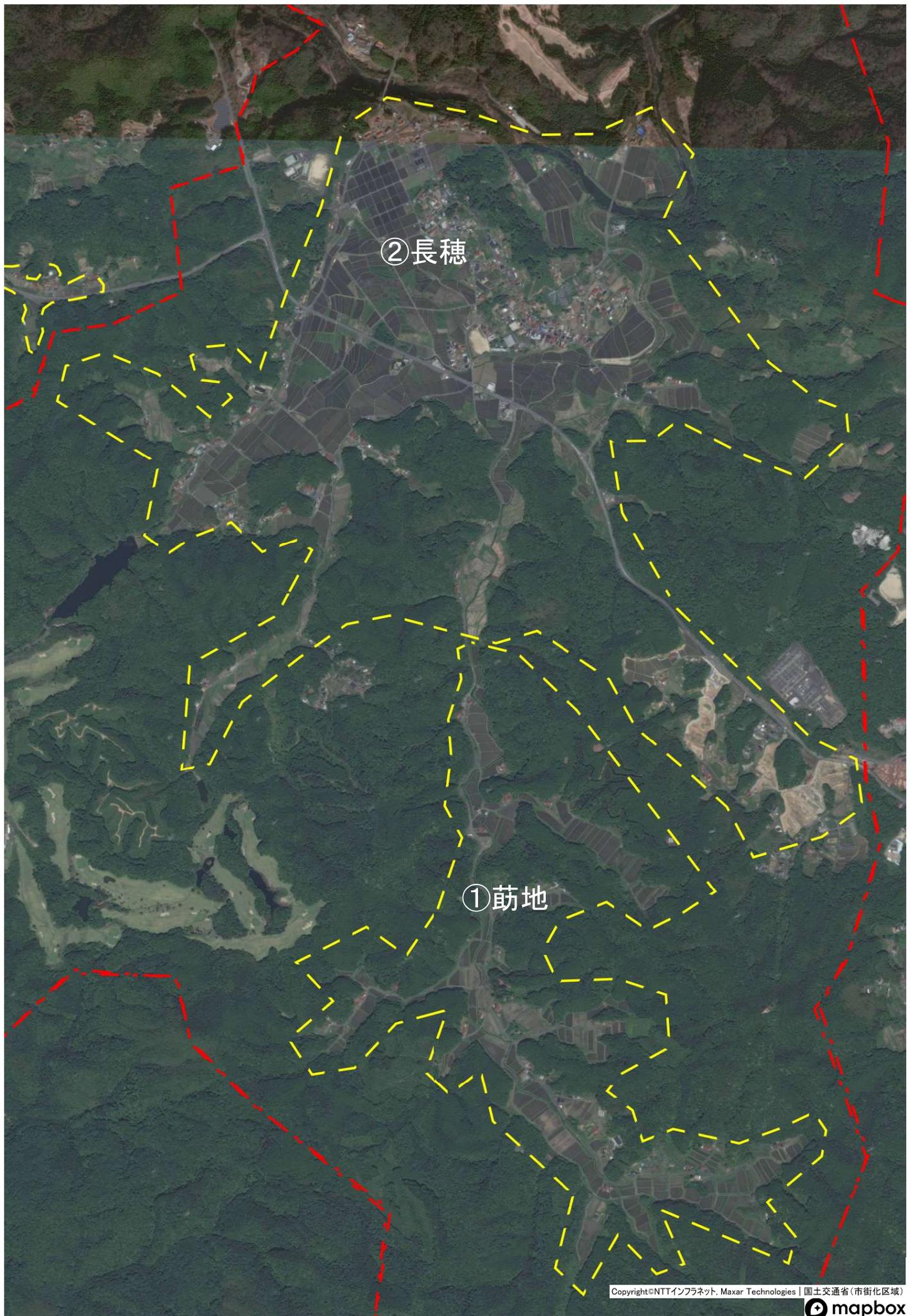
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

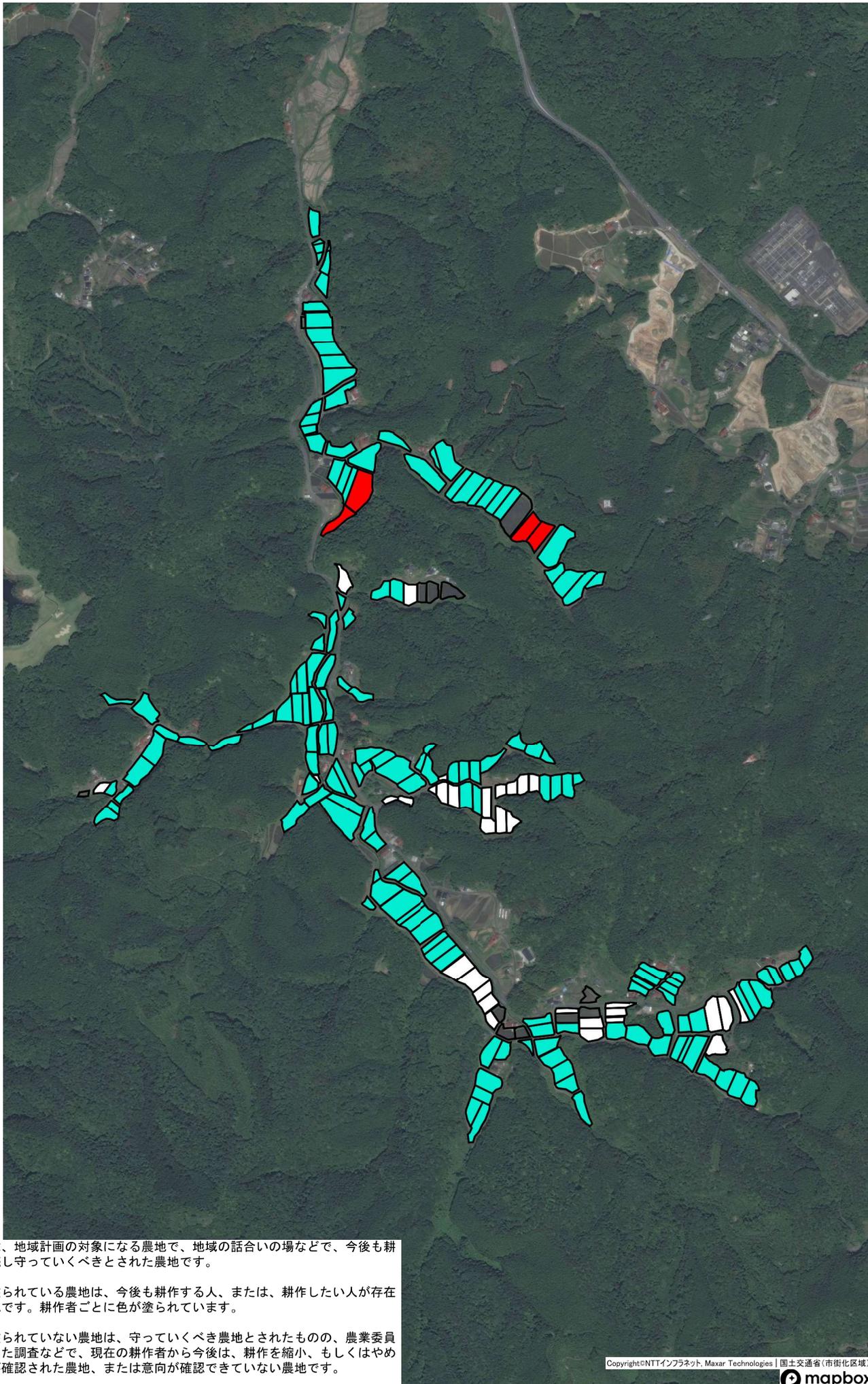
番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

# 目標地図（長穂地域）



# 目標地図(長穂地域) ① 筋地



目標地図(筋地)

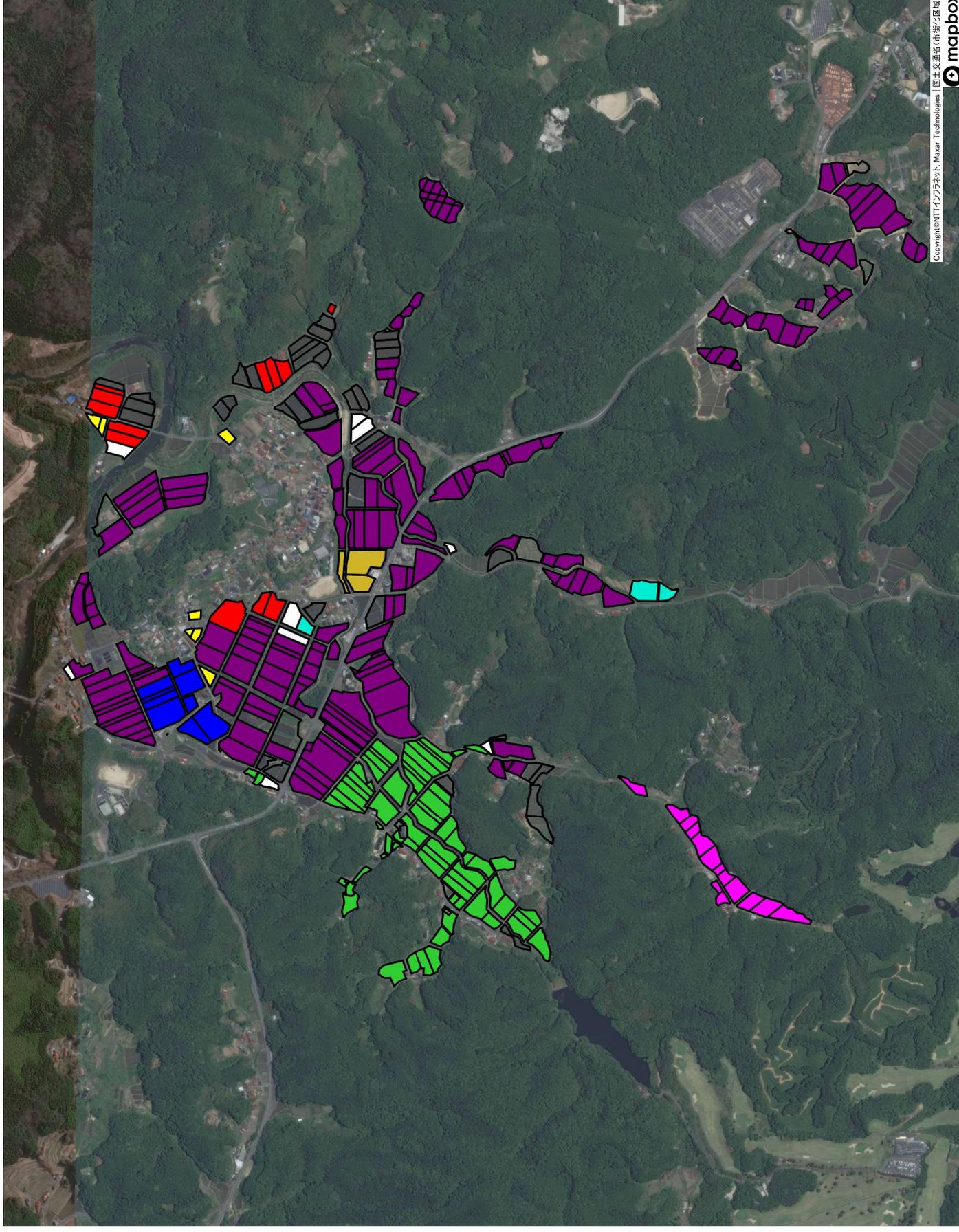
A  
B

□ その他の耕作者

このアルファベットは耕作者を表し、地域計画3ページ「地域内の農業を担う者一覧」に対応しています。

- ・ 黒枠は、地域計画の対象になる農地で、地域の話合いの場などで、今後も耕作を継続し守っていくべきとされた農地です。
- ・ 色が塗られている農地は、今後も耕作する人、または、耕作したい人が存在する農地です。耕作者ごとに色が塗られています。
- ・ 色が塗られていない農地は、守っていくべき農地とされたものの、農業委員会が行った調査などで、現在の耕作者から今後は、耕作を縮小、もしくはやめる意向が確認された農地、または意向が確認できていない農地です。
- ・ 状況の変化に応じて、計画の見直しを随時行います。

目標地図(長穂地域) ②長穂



目標地図(案)

- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J

その他の耕作者

このアリアペアベツは耕作者を表し、地域計画3ページ「地域内の農業を担う者一覧」に対応しています。

- ・黒枠は、地域計画の対象になる農地で、地域の話し合いの場などで、今後も耕作を継続し守っていくべきとされた農地です。
- ・色が塗られている農地は、今後も耕作する人、または、耕作したい人が存在する農地です。耕作者ごとに色が塗られています。
- ・色が塗られていない農地は、守っていないべき農地とされたものの、農業委員会が行った調査などで、現在の耕作者から今後は、耕作を縮小、もしくはやめる意向が確認された農地、または意向が確認できていない農地です。

・状況の変化に応じて、計画の見直しを随時行います。